

# 大腸がん検診精度管理調査

注意:全ての質問項目に○か×でお答えください

注意:対象の一部にしか行っていない場合には×を記入してください

注意:令和6年度の体制についてご回答ください

	回答欄	
	集団検診	個別検診
<b>1. 受診者への説明</b>		
<b>解説:</b> ①この項目(1)-(6)はいずれも、チラシなどで受診前に受診者全員に個別に知らせていれば○、全員でなければ×、ポスターや問診票など持ち帰れないものなら× ②受診時に配布した場合、あるいは、自治体等が受診勧奨時に配布した場合のどちらでも○		
(1) 便潜血陽性で要精密検査となった場合には、必ず精検を受ける必要があること(便潜血検査の再検は不適切であることを)を説明したか	○	○
(2) 精密検査の方法(大腸内視鏡検査またはS字結腸内視鏡検査と注腸エックス線検査併用)の方法や内容について説明したか	○	○
(3) 精密検査の結果を市町へ報告すること、他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを、受診者に対し十分な説明を行ったか(※精密検査結果は、個人情報保護法の例外事項として、個人の同意がなくても市町や検診機関に対し提供できる。)	○	○
(4) 検診の有効性に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと(偽陰性)、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となること(偽陽性)など、がん検診の不利益について説明したか	○	○
(5) 検診受診の継続(毎年)が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明したか	○	○
(6) 大腸がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明したか	○	○
<b>2. 検査の精度管理</b>		
(1) 検査は、免疫便潜血検査2日法を行ったか	○	○
(2) 便潜血キットのキット名、測定方法(用手法もしくは自動分析装置法)、カットオフ値(定性法の場合は検出感度を仕様書※にすべて明記したか ※仕様書とは委託元市区町村との契約時に提出する書類のこと(仕様書以外でも何らかの形で委託元市区町村に報告していればよい)	○	○
(3) 大腸がん検診マニュアル(2021年度改訂版、日本消化器がん検診学会刊行)に記載された方法に準拠して行なったか 解説:測定原理により様々なキットがあり、判定は機械による比色定量の他に目視判定がある。キットの使用期限を守ると共に、日々、機器および測定系の精度管理に努めなければならない。	○	○
<b>3. 検体の取り扱い</b>		
(1) 採便方法についてチラシやリーフレット(採便キットの説明書など)を用いて受診者に説明したか	○	○
(2) 検便採取後即日(2日目)回収を原則としたか	○	○
(3) 採便後は検体を冷蔵庫あるいは冷所に保存するよう受診者に指導したか	○	○
(4) 受診者から検体を回収してから自施設で検査を行うまでの間あるいは検査施設へ引き渡すまでの間、冷蔵保存したか	○	○
(5) 検診機関では検体を受領後冷蔵保存したか	○	○
(6) 検体受領後原則として24時間以内に測定したか 解説:検査機器の不調、検査提出数が想定以上に多かった場合を除く。	○	○
(7) 検診結果は少なくとも5年間は保存したか	○	○

4. システムとしての精度管理		
(1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市町村への結果報告は、遅くとも検診受診後2週間以内にしたか	○	○
(2) がん検診の結果および地域保健・健康増進事業報告に必要な情報について、市町村や医師会等から求められた項目を全て報告したか	○	○
(3) 精密検査方法および精密検査(治療)結果※(内視鏡診断や生検結果、内視鏡治療または外科手術所見と病理組織検査結果など)について、市町や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めたか ※ 精密検査(治療)結果は地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す	○	○
(4) プロセス指標値(要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等)を把握したか	○	○
(5) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行ったか。あるいは、県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市町、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努めたか	○	○